

日本オルゴナイト協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本オルゴナイト協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会は、英文では **Japan Orgonite Association** と表示する。

(目的)

第2条 本協会は、歴史のあるオルゴナイトを正しく安全に伝え、オルゴナイトを楽しみたい方に向けたワークショップや、ワークショップを開きたい方に向けた養成講座等を開催し「認定証」を発行する機関である。

(適用範囲)

第3条 この会則は、本協会の会員すべてに適用する。

(活動内容)

第4条 本協会は次の各号に該当する活動を行う。

- (1) オルゴナイトに関する研究
- (2) オルゴナイトに関する情報発信
- (3) 講師の養成
- (4) インストラクターの養成
- (5) 各種ワークショップの実施
- (6) インターネットショップの運営
- (7) 材料の提供
- (8) 講師のフォローアップのための講座等（以下「フォローアップ会」という。）の実施
- (9) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 入会

(入会)

第5条 入会しようとする者は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を受講してオルゴナイトワークショップ講師の認定を受け、所定の入会申込書を代表理事あてに提出しなければならない。

2 本協会は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座の課程を修了した者を「オルゴナイトワークショップ講師」と認定し、その認定証を発行する。

(入会の費用)

第6条 入会しようとする者は、本協会が定める期日までに、次に定めるすべての費用を支払わなくてはならない。

(1) オルゴナイトワークショップ講師養成講座の受講費

(2) オルゴナイトワークショップ講師の認定料

(3) 初年の年会費

2 前項に定める費用の金額および支払いの方法は、別途定める。

3 前々項に定める費用を支払わない者は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を受講することができない。

(オルゴナイトワークショップ講師養成講座)

第7条 オルゴナイトワークショップ講師養成講座の申し込みは、所定の受講申込書を代表理事あてに提出して行う。

2 オルゴナイトワークショップ講師養成講座は、定員に満たない等の本協会側の事情により、開催しない場合がある。その場合、受講申し込みは別日に振替となる。

4 受講の申し込みをした後は、いかなる理由があってもキャンセルできない。

(入会の手続き)

第8条 代表理事は、入会申込書を受領後すみやかに、新たに会員となった者を会員名簿に登録する。

第3章 年会費

(年会費の有効期限および支払い)

第9条 会員は、年会費の有効期限が到来するまでに、毎年1年間の年会費を支払わなくてはならない。

2 年会費の有効期限は、支払い手続きをした日から1年とする。

3 年会費の金額および支払いの方法は、別途定める。

4 支払われた年会費は、年次途中の退会および休会の場合等のいかなる理由があっても、返金しない。

第4章 会員の権利および資格

(会員の権利および資格)

第10条 会員は次の各号に定める権利および資格を有する。

- (1) 本協会の認定講師を呼称して活動する権利
- (2) 本協会の開催する各種講座を受講する権利
- (3) 本協会認定のワークショップを主催する権利
- (4) フォローアップ会に参加する権利
- (5) 本協会のインターネットショップで作品を販売する権利
- (6) 本協会のホームページに講師情報を掲載する権利
- (7) その他本協会が定める権利および資格

(各種講座の受講)

第11条 本協会が開催する各種講座の内容、受講資格および費用等は、別途定める。

第5章 会員の義務および禁止事項

(会則遵守義務)

第12条 会員は、この会則を遵守しなければならない。

(安全配慮義務)

第13条 会員は、自らが主催または参加するワークショップ等での薬品、材料、資材およびその他すべての物品について、安全性に十分配慮し、自らの責任において事故のないように務めなければならない。

2 会員は、自らが主催または参加するワークショップ等の参加者に、薬品、材料、資材およびその他すべての物品の安全な使用方法およびアレルギーの可能性について事前に説明し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

(守秘義務)

第14条 会員は、本協会の活動等を通じて知り得た情報等を、代表理事の事前の承諾なしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、退会后または休会中においても同様とする。

(禁止事項)

第15条 会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反または違反するおそれのある行為
- (2) 本会則に違反または違反するおそれのある行為
- (3) 他人の著作権またはその他の知的財産権を侵害する行為
- (4) オルゴナイトの効果および効用を語る行為
- (5) オルゴナイトの効果および効用を誇大に広告宣伝する行為

(6) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売または他の団体への勧誘を目的とする行為

(7) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属する行為

(8) その他本協会の活動目的に適合しないと判断できる行為

第6章 退会

(退会)

第16条 退会しようとする会員は、所定の退会届を代表理事あてに提出し、いつでも任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、その年の年会費の有効期限が到来するまでに退会届を提出しない場合、新たに1年間の年会費を支払わなくてはならない。

(退会の承認)

第17条 代表理事は、原則として退会を拒否できない。

(退会の手続き)

第18条 代表理事は、退会届を受領した後すみやかに、退会した者を会員名簿から抹消する。

(会員の権利および資格の喪失)

第19条 退会した者は、退会届を提出した時に、第10条各号に定める会員の権利および資格をすべて喪失する。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなし、当該会員は会員の権利および資格をすべて喪失する。

- (1) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 特段の事情なく、年会費を支払わなかったとき
- (3) 次条に定める除名の決定を受けたとき

(除名)

第20条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表理事は、当該会員を除名することができる。

- (1) 第15条各号に定める禁止事項に該当したとき
- (2) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (3) 特段の事情なく、3ヶ月以上連絡が取れないとき

(4) 特段の事情なく、1年以上活動実績がないとき

(5) 本協会の会員として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(6) その他除名が適当と認められる行為を行ったとき

2 除名された者が支払ったすべての金員は、いかなる理由があっても返金しない。

(再入会)

第21条 退会した会員が再び入会しようとするときは、新たに入会の手続きを経なければならない。ただし、退会した日から2年以内の者は、次条に定める再受講制度を利用することができる。

(再受講制度)

第22条 本協会から退会した日から2年以内の者または希望する会員は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を再受講することができる。

2 再受講にかかる費用は、別途定める。ただし、オルゴナイトワークショップ講師の認定料は不要とする。

3 オルゴナイトワークショップ講師の認定証は、再発行しない。

第7章 休会

(休会)

第23条 会員は、病気、体調不良またはその他の事情により会員活動の休止を希望するときは、休会することができる。

2 休会しようとする会員は、所定の休会届を代表理事あてに提出し、承認を得なければならない。

(休会の承認)

第24条 代表理事は、原則として休会を拒否できない。

(休会中の取り扱い)

第25条 休会中の年会費の支払いは、免除する。

2 休会中の会員の権利および資格は、すべて停止する。

(休会の期間)

第26条 休会の期間は、2年を超えることはできない。

第8章 役員

(役員)

第27条 本協会には、次の各号に定める役員をおく。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 5名以内

(理事の職務)

第28条 代表理事は、会務を総理し、本協会を代表する。

2 理事は、代表理事の職務を補佐する。代表理事に事故あるときは、これを代理する。

(役員を選任)

第29条 理事の選任は、代表理事が行う。

(役員任期)

第30条 役員任期は、次の各号に定める通りとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 代表理事 永年
 - (2) 理事 2年
- 2 補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事は、任期満了後であっても、後任者の就任まではその職務を行う。

(役員解任)

第31条 代表理事は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 第20条第1項各号に定める事項に該当するとき
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき

(役員会)

第32条 役員会は、代表理事および理事をもって構成する。

2 役員会は、会務に必要なすべての事項を審議し、決議する。

第9条 総会

(総会)

第33条 総会は、すべての会員で構成する。

2 会員は1票ずつ議決権を有する。ただし、休会中の会員は議決権を有しない。

3 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の招集)

第34条 総会は、代表理事が必要と認めた場合に限り、開催する。

2 総会は、代表理事が招集する。

(総会の審理および決議)

第35条 総会で審理する事項および決議する事項は、その都度、代表理事が定める。

2 総会は、2人以上の会員の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

第10章 財産および会計

(会計)

第36条 本協会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 各種講座の受講費
- (2) 年会費
- (3) その他インターネットショップ等の収益
- (4) 各種ワークショップの参加費

(会計年度)

第37条 本協会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

(所在地および事務局)

第39条 本協会の所在地および事務局は、長野県松本市里山辺1549-1 柏葉ビル202におく。

第11章 免責事項および会員間の紛争

(免責事項)

第40条 会員は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって生じたすべての不利益について、本協会および代表理事に対して、損害賠償等を一切申し立てることはできない。

2 会員は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって本協会および代表

理事に与えた損害について、賠償する責を負う。

3 本協会および代表理事は、会員が主催または参加したワークショップ等において発生した傷害およびその他の事故について、一切の責を追わない。

4 本条各項の規定は、会員の退会後においても同様とする。

(会員間の紛争)

第41条 本協会および代表理事は、会員間に生じた紛争について、一切の責を追わない。

2 本協会および代表理事は、会員間に生じた紛争について、一切関知しない。会員は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(会則の変更)

第42条 この会則の改正は、代表理事が必要と認めたときに行う。

2 会則の改正は、これを行う前にすべての会員に報告し、意見を申し立てる期間を設ける。

3 代表理事は、会則を改正したときはすみやかに、その内容をすべての会員に報告しなければならない。

第12章 雑則

(その他)

第43条 この会則に定めるもの他、必要な事項は別途に定める。

付 則

1 この会則は、平成28年9月22日から施行する。

日本オルゴナイト協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本オルゴナイト協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会は、英文では **Japan Orgonite Association** と表示する。

(目的)

第2条 本協会は、歴史のあるオルゴナイトを正しく安全に伝え、オルゴナイトを楽しみたい方に向けたワークショップや、ワークショップを開きたい方に向けた養成講座等を開催し「認定証」を発行する機関である。

(適用範囲)

第3条 この会則は、本協会の会員すべてに適用する。

(活動内容)

第4条 本協会は次の各号に該当する活動を行う。

- (1) オルゴナイトに関する研究
- (2) オルゴナイトに関する情報発信
- (3) 講師の養成
- (4) インストラクターの養成
- (5) 各種ワークショップの実施
- (6) インターネットショップの運営
- (7) 材料の提供
- (8) 講師のフォローアップのための講座等（以下「フォローアップ会」という。）の実施
- (9) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 入会

(入会)

第5条 入会しようとする者は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を受講してオルゴナイトワークショップ講師の認定を受け、所定の入会申込書を代表理事あてに提出しなければならない。

2 本協会は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座の課程を修了した者を「オルゴナイトワークショップ講師」と認定し、その認定証を発行する。

(入会の費用)

第6条 入会しようとする者は、本協会が定める期日までに、次に定めるすべての費用を支払わなくてはならない。

(1) オルゴナイトワークショップ講師養成講座の受講費

(2) オルゴナイトワークショップ講師の認定料

(3) 初年の年会費

2 前項に定める費用の金額および支払いの方法は、別途定める。

3 前々項に定める費用を支払わない者は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を受講することができない。

(オルゴナイトワークショップ講師養成講座)

第7条 オルゴナイトワークショップ講師養成講座の申し込みは、所定の受講申込書を代表理事あてに提出して行う。

2 オルゴナイトワークショップ講師養成講座は、定員に満たない等の本協会側の事情により、開催しない場合がある。その場合、受講申し込みは別日に振替となる。

4 受講の申し込みをした後は、いかなる理由があってもキャンセルできない。

(入会の手続き)

第8条 代表理事は、入会申込書を受領後すみやかに、新たに会員となった者を会員名簿に登録する。

第3章 年会費

(年会費の有効期限および支払い)

第9条 会員は、年会費の有効期限が到来するまでに、毎年1年間の年会費を支払わなくてはならない。

2 年会費の有効期限は、支払い手続きをした日から1年とする。

3 年会費の金額および支払いの方法は、別途定める。

4 支払われた年会費は、年次途中の退会および休会の場合等のいかなる理由があっても、返金しない。

第4章 会員の権利および資格

(会員の権利および資格)

第10条 会員は次の各号に定める権利および資格を有する。

- (1) 本協会の認定講師を呼称して活動する権利
- (2) 本協会の開催する各種講座を受講する権利
- (3) 本協会認定のワークショップを主催する権利
- (4) フォローアップ会に参加する権利
- (5) 本協会のインターネットショップで作品を販売する権利
- (6) 本協会のホームページに講師情報を掲載する権利
- (7) その他本協会が定める権利および資格

(各種講座の受講)

第11条 本協会が開催する各種講座の内容、受講資格および費用等は、別途定める。

第5章 会員の義務および禁止事項

(会則遵守義務)

第12条 会員は、この会則を遵守しなければならない。

(安全配慮義務)

第13条 会員は、自らが主催または参加するワークショップ等での薬品、材料、資材およびその他すべての物品について、安全性に十分配慮し、自らの責任において事故のないように務めなければならない。

2 会員は、自らが主催または参加するワークショップ等の参加者に、薬品、材料、資材およびその他すべての物品の安全な使用方法およびアレルギーの可能性について事前に説明し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

(守秘義務)

第14条 会員は、本協会の活動等を通じて知り得た情報等を、代表理事の事前の承諾なしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、退会后または休会中においても同様とする。

(禁止事項)

第15条 会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反または違反するおそれのある行為
- (2) 本会則に違反または違反するおそれのある行為
- (3) 他人の著作権またはその他の知的財産権を侵害する行為
- (4) オルゴナイトの効果および効用を語る行為
- (5) オルゴナイトの効果および効用を誇大に広告宣伝する行為

(6) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売または他の団体への勧誘を目的とする行為

(7) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属する行為

(8) その他本協会の活動目的に適合しないと判断できる行為

第6章 退会

(退会)

第16条 退会しようとする会員は、所定の退会届を代表理事あてに提出し、いつでも任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、その年の年会費の有効期限が到来するまでに退会届を提出しない場合、新たに1年間の年会費を支払わなくてはならない。

(退会の承認)

第17条 代表理事は、原則として退会を拒否できない。

(退会の手続き)

第18条 代表理事は、退会届を受領した後すみやかに、退会した者を会員名簿から抹消する。

(会員の権利および資格の喪失)

第19条 退会した者は、退会届を提出した時に、第10条各号に定める会員の権利および資格をすべて喪失する。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなし、当該会員は会員の権利および資格をすべて喪失する。

- (1) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 特段の事情なく、年会費を支払わなかったとき
- (3) 次条に定める除名の決定を受けたとき

(除名)

第20条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表理事は、当該会員を除名することができる。

- (1) 第15条各号に定める禁止事項に該当したとき
- (2) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (3) 特段の事情なく、3ヶ月以上連絡が取れないとき

(4) 特段の事情なく、1年以上活動実績がないとき

(5) 本協会の会員として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(6) その他除名が適当と認められる行為を行ったとき

2 除名された者が支払ったすべての金員は、いかなる理由があっても返金しない。

(再入会)

第21条 退会した会員が再び入会しようとするときは、新たに入会の手続きを経なければならない。ただし、退会した日から2年以内の者は、次条に定める再受講制度を利用することができる。

(再受講制度)

第22条 本協会から退会した日から2年以内の者または希望する会員は、オルゴナイトワークショップ講師養成講座を再受講することができる。

2 再受講にかかる費用は、別途定める。ただし、オルゴナイトワークショップ講師の認定料は不要とする。

3 オルゴナイトワークショップ講師の認定証は、再発行しない。

第7章 休会

(休会)

第23条 会員は、病気、体調不良またはその他の事情により会員活動の休止を希望するときは、休会することができる。

2 休会しようとする会員は、所定の休会届を代表理事あてに提出し、承認を得なければならない。

(休会の承認)

第24条 代表理事は、原則として休会を拒否できない。

(休会中の取り扱い)

第25条 休会中の年会費の支払いは、免除する。

2 休会中の会員の権利および資格は、すべて停止する。

(休会の期間)

第26条 休会の期間は、2年を超えることはできない。

第8章 役員

(役員)

第27条 本協会には、次の各号に定める役員をおく。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 5名以内

(理事の職務)

第28条 代表理事は、会務を総理し、本協会を代表する。

2 理事は、代表理事の職務を補佐する。代表理事に事故あるときは、これを代理する。

(役員を選任)

第29条 理事の選任は、代表理事が行う。

(役員任期)

第30条 役員任期は、次の各号に定める通りとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 代表理事 永年
 - (2) 理事 2年
- 2 補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事は、任期満了後であっても、後任者の就任まではその職務を行う。

(役員解任)

第31条 代表理事は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 第20条第1項各号に定める事項に該当するとき
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき

(役員会)

第32条 役員会は、代表理事および理事をもって構成する。

2 役員会は、会務に必要なすべての事項を審議し、決議する。

第9条 総会

(総会)

第33条 総会は、すべての会員で構成する。

2 会員は1票ずつ議決権を有する。ただし、休会中の会員は議決権を有しない。

3 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の招集)

第34条 総会は、代表理事が必要と認めた場合に限り、開催する。

2 総会は、代表理事が招集する。

(総会の審理および決議)

第35条 総会で審理する事項および決議する事項は、その都度、代表理事が定める。

2 総会は、2人以上の会員の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

第10章 財産および会計

(会計)

第36条 本協会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 各種講座の受講費
- (2) 年会費
- (3) その他インターネットショップ等の収益
- (4) 各種ワークショップの参加費

(会計年度)

第37条 本協会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

(所在地および事務局)

第39条 本協会の所在地および事務局は、長野県松本市里山辺1549-1 柏葉ビル202におく。

第11章 免責事項および会員間の紛争

(免責事項)

第40条 会員は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって生じたすべての不利益について、本協会および代表理事に対して、損害賠償等を一切申し立てることはできない。

2 会員は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって本協会および代表

理事に与えた損害について、賠償する責を負う。

3 本協会および代表理事は、会員が主催または参加したワークショップ等において発生した傷害およびその他の事故について、一切の責を追わない。

4 本条各項の規定は、会員の退会後においても同様とする。

(会員間の紛争)

第41条 本協会および代表理事は、会員間に生じた紛争について、一切の責を追わない。

2 本協会および代表理事は、会員間に生じた紛争について、一切関知しない。会員は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(会則の変更)

第42条 この会則の改正は、代表理事が必要と認めたときに行う。

2 会則の改正は、これを行う前にすべての会員に報告し、意見を申し立てる期間を設ける。

3 代表理事は、会則を改正したときはすみやかに、その内容をすべての会員に報告しなければならない。

第12章 雑則

(その他)

第43条 この会則に定めるもの他、必要な事項は別途に定める。

付 則

1 この会則は、平成28年9月22日から施行する。